

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、五所川原市で開催される青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）における企業・団体等（以下「企業等」という。）からの協賛の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

- （１）協賛の受け入れは、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品、その他大会の運営に必要な用具等及び金銭（以下「協賛物品等」という。）の受け入れによるものとする。協賛物品の例は別表１のとおりとする。
- （２）協賛者が金銭による協賛を申し入れたときは、その金銭を別表の物品に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- （１）協賛は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- （２）協賛の方法は、協賛物品の提供または貸与とする。
- （３）協賛の申込は、協賛申込書（様式第１号）により行う。
- （４）協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第２号）を交付する。
- （５）協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は、原則として協賛者が負担する。

4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- （１）大会の趣旨に反するもの。
- （２）法令等に違反するもの及び公序良俗を乱すと認められるもの。
- （３）青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。
- （４）政治活動、宗教活動等に関するものであると認められるもの。
- （５）個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの。
- （６）その他、実行委員会が適当でないと認めるもの。

5 協賛の表示

- （１）協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛者名を協賛物品等に直接文字イラスト等により表示をすることができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示するものとする。
- （２）協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字の大きさ、デザイン等について、実行委員会と協賛者との協議のうえ、実行委員会の承認を得て、原則協賛者が行うものとする。

6 協賛への謝意

- (1) 協賛物品等を受け入れた場合は、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じて、実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。
- (2) 協賛への謝意の実施基準は、別表 2 のとおりとする。

7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会並びに青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が定める留意事項を確認のうえ実施する。
- (2) この要項に定めるもののほか、協賛の取り扱いに必要な事項は、事務局長が別に定めるものとする。

別表 1

用途		例示品目
広報活動用	掲示物	のぼり旗、卓上のぼり旗、バナースタンド、看板、横断幕、懸垂幕、カウントダウンボード、ＴＶ・ラジオ・新聞・雑誌等メディアへの掲載、バス・タクシー等への広告掲出、ステッカー 等
	印刷物	ポスター、チラシ、シール 等
	配布物	ピンバッジ、缶バッジ、タオル、ポケットティッシュ、文房具、うちわ 等
市民運動用	環境美化	タオル、軍手 等
	競技観戦	スティックバルーン、メガホン 等
歓迎装飾用	競技会場	のぼり旗、看板、横断幕、歓迎門 等
	その他	タペストリー、ステッカー 等
おもてなし用	競技会場	飲料水、参加記念品・副賞、特産品 等
開催準備用	実行委員会	自動車、自動車ラッピング、事務機器貸与等
大会運営用	物品・備品	スタッフ用識別用品（ウェア）、トランシーバー、パソコン、コピー機、テント、競技用品 等
	その他	情報機器環境の整備、警備員・誘導員の人材派遣 等
その他		実行委員会との協議によるもの

別表 2

協賛者	総額（相当額）	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・団体等	10 万円以上	感謝状	贈呈式	会長または副会長
	10 万円未満	礼状	郵送	—
個人	5 万円以上	感謝状	贈呈式	会長または副会長
	5 万円未満	礼状	郵送	—